



1. 行政書士の方が依頼を受けて行う建設キャリアアップシステムへの情報登録

行政書士の方が、技能者及び事業者（以下「依頼人」という。）からの依頼を受けて、建設キャリアアップシステム（以下「本システム」という。）の情報登録を行う作業については、**本システムが定義する代行申請により行っていただく必要はありません。**

代行申請は、「技能者が所属する事業者等（所属事業者、元請事業者、上位下請事業者等）が技能者本人に代わって情報登録する場合」の措置として設定したものであり、行政書士が行う業務には適用されません。

このため、行政書士の方は事業者登録を行っていただく必要はなく、**通常の行政書士業務として、依頼人からの依頼に基づいて情報登録を行っていただくこととなります。**

※建設キャリアアップシステムは、建設技能者の処遇改善を目的として構築されたものであり、また、登録された個人情報、建設現場に関係する建設会社等の関係者に限定して共同利用（個人情報保護法第23条第5項第3号）することとされているため、**行政書士の方が事業者登録を行うことはできません。**

2. 行政書士の方が建設キャリアアップシステムに情報登録する2つのパターンと留意事項

行政書士の方が依頼人からの依頼を受けて本システムに情報登録する場合には、以下の2つのパターンのうち1つを選択していただきます。その際、**個人情報保護方針および利用規約（CCUSホームページのインフォメーションに掲載）を依頼人に説明していただく必要があります。**

パターン1 依頼人のメールアドレスを使用する方法

- インターネット申請による情報登録に必要となる「申請ログインID」及び「パスワード」の取得において、依頼人のメールアドレスを使用します。この場合、依頼人が取得した「申請ログインID」及び「パスワード」を、**依頼人から行政書士に提供いただき、情報登録を行っていただく必要があります。**
- 事業者が依頼人の場合には、「登録責任者」の項目には、**事業者の担当職員の情報を記入していただきます**（行政書士の方の情報を記入しないよう注意してください）。
- 申請内容に不備があった場合は、依頼人あてにその旨のメール通知があります。行政書士の方は、情報登録申請後は依頼人と情報共有を図りながら、申請内容の修正及び再度申請を行っていただく必要があります。

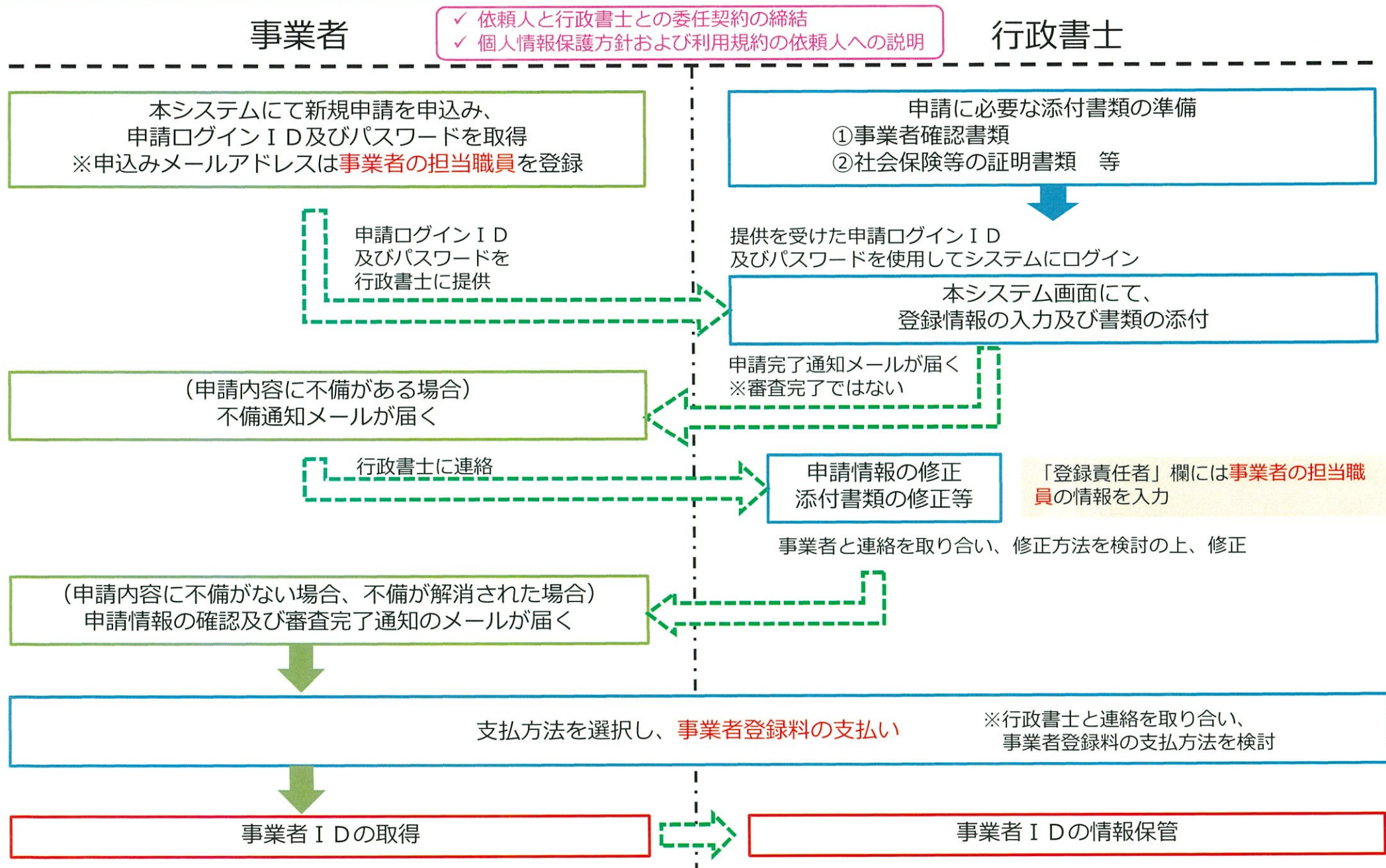
パターン2 行政書士のメールアドレスを使用する方法

- インターネット申請による情報登録に必要となる「申請ログインID」及び「パスワード」の取得において、**メールアドレスのみ行政書士のメールアドレスを使用します。**メールアドレス以外の情報は、依頼人の情報を使用します。
- 事業者が依頼人の場合、「登録責任者」の項目には、事業者の担当職員の情報を記入していただきます。ただし、**メールアドレスのみ行政書士のメールアドレスを記入していただきます。**登録完了後は、必ず変更申請にて、「登録責任者」のメールアドレスを**行政書士から事業者の担当職員のメールアドレスに変更していただきます。**技能者申請についても同様です。
- 最後に依頼人のみを知るパスワードに変更していただきます。

行政書士が依頼を受けて行う建設キャリアアップシステム情報登録申請について

パターン1 依頼人のメールアドレスを使用する方法

※事業者の新規登録（インターネット申請）の場合



パターン2 行政書士のメールアドレスを使用する方法

※事業者の新規登録（インターネット申請）の場合

事業者

- ✓ 依頼人と行政書士との委任契約の締結
- ✓ 個人情報保護方針および利用規約の依頼人への説明

行政書士

申請に必要な添付書類の準備
①事業者確認書類
②社会保険等の証明書類 等

本システムにて新規申請を申込み、
申請ログイン用ID及びパスワードを取得
※申込みメールアドレスは**行政書士のメールアドレス**を登録

新しいパスワードを設定してログインし、本システム画面にて、
登録情報の入力及び書類の添付して申請

「登録責任者」欄には**行政書士のメールアドレス**を入力、
メールアドレス以外は事業者の担当職員の情報を入力

支払方法を選択し、**事業者登録料の支払い**

※あらかじめ 事業者登録料の支払方
法を選定しておく

事業者IDの取得、保管

ログインID及び初期パスワード、セキュリティコードを使用して
パスワードを変更し、システムにログイン

変更申請にて登録責任者のメールアドレスを行政書士から**事業者
の担当職員のメールアドレスに変更**

セキュリティコードを使用して、パスワードを事業者のみ知るパスワードに変更

事業者ID、パスワードの取得